

教育委員会提出議案

第16号議案

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月27日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第12号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）

第2条第2項第1号中「第12号」を「第13号」に改める。

第3条中第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第4条第1項第1号中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

第5条第1項第10号中「以下同じ」を「以下「修学部分休業」という」に改め、同項第11号中「以下同じ」を「以下「高齢者部分休業」という」に改め、同条第5項中「法第26条の2第1項に規定する」及び「法第26条の3第1項

に規定する」を削り、「介護休暇若しくは」を「介護休暇、」に改め、「介護時間（以下「介護時間」という。）」の次に「若しくは勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）」を加え、同条第7項中「介護時間又は」を「介護時間、子育て部分休暇又は」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第29条第1項前段の規則で定める職員(同条第5項において準用する条例第28条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(第1号から第11号まで現行に同じ。)</p> <p><u>(12) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業中の職員」という。)</u></p> <p><u>(13) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員(以下「配偶者同行休業中の職員」という。)</u></p> <p>2 条例第27条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から<u>第13号</u>までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(第2号から第5号まで現行に同じ。)</p> <p>(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) 育児休業中の職員として在職した期間</p> <p>(2) 前条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3) 休職にされていた期間</p> <p>(4) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和50年豊島区条例第23号。以下「職免条例」という。)第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(職免規則第2条第1項第2号若しくは第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、団体の事業又は事務に従事していた期間(以下「団体派遣期間」という。))及び同項第4号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演等を行った期間(以下「講</p>	<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第29条第1項前段の規則で定める職員(同条第5項において準用する条例第28条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(第1号から第11号まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(12) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員(以下「配偶者同行休業中の職員」という。)</u></p> <p>2 条例第27条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 退職し、又は死亡した日において前項第2号から<u>第12号</u>までの規定のいずれかに該当した職員</p> <p>(第2号から第5号まで省略)</p> <p>(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) 育児休業中の職員として在職した期間</p> <p>(2) 前条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3) 休職にされていた期間</p> <p>(4) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和50年豊島区条例第23号。以下「職免条例」という。)第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(職免規則第2条第1項第2号若しくは第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、団体の事業又は事務に従事していた期間(以下「団体派遣期間」という。))及び同項第4号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演等を行った期間(以下「講</p>

演等を行った期間」という。)を除く。)

- (5) 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であって教育委員会が別に定める事由若しくは交通機関の事故等によらないで、又は無届で勤務しないこと(以下「私事欠勤等」という。)の取扱いを受けた期間
- (6) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第18条に規定する介護休暇(以下「介護休暇」という。)により勤務しない期間
- (7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間
- (8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間
- (9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

(支給割合)

第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。

- (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 100分の117.5 (条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の135)
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の57.5 (条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の66.25)
- 2～3 (略)

(欠勤等日数)

第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤

演等を行った期間」という。)を除く。)

- (5) 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であって教育委員会が定める事由若しくは交通機関の事故等によらないで、又は無届で勤務しないこと(以下「私事欠勤等」という。)の取扱いを受けた期間
- (6) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第18条に規定する介護休暇(以下「介護休暇」という。)により勤務しない期間
- (7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間
- (新設)
- (8) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

(支給割合)

第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。

- (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 100分の122.5 (条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の140)
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の60 (条例第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては100分の68.75)
- 2～3 (略)

(欠勤等日数)

第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤

務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあつては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

(1)～(9) 略

(10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業(その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下「修学部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下「高齢者部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

(12)～(18) 略

2～4 略

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)若しくは勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。)により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 略

務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあつては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の2日)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数)を合計した日数とする。

(1)～(9) 略

(10) 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業(その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。)をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業(その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。)をしている職員として在職した期間

(12)～(18) 略

2～4 略

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間(団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。)に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

7 第5項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

6 略

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。